

第 2 2 号議案

中野区生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

上記の議案を提出します。

令和 4 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

生産緑地地区の区域の規模に関する条件について定める必要がある。

中野区生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定に基づき、中野区における生産緑地地区の区域の規模に関する条件について定めるものとする。

(区域の規模に関する条件)

第2条 生産緑地法第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。